

○大磯町いけがき設置奨励事業補助金交付要綱

昭和 62 年 6 月 1 日

大磯町告示第 18 号

改正 平成 9 年 10 月 31 日 告示第 49 号
平成 13 年 9 月 12 日 告示第 51 号
平成 21 年 2 月 18 日 告示第 7 号
令和 5 年 5 月 11 日 告示第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防災及び良好な景観の形成並びに家庭緑化を推進するために行う、いけがきの設置に要する経費を補助することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和 33 年大磯町規則第 7 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「いけがき」とは、高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、原則として竹又は丸太等を補助材料に用いたかきねであって、次の各号に掲げる要件を備えたものをいう。

- (1) 国、県若しくは町の管理道路（隣接水路を含む。以下「公道」という。）及び開発行為によって整備された私道又は公共緑地に接する部分の総延長が 3 メートル以上のものであること。
- (2) 住宅を目的とした建物の用地に設置するものであること。
- (3) 樹木の高さは、おおむね 90 センチメートル以上であること。
- (4) 樹木の植栽本数は、延長 1 メートルにつき原則として 3 本以上であること。
- (5) 植樹帯は、30 センチメートル以上であること。
- (6) 樹木の種類は、町長が推奨するもので樹木が健全であること。

(補助対象)

第 3 条 町長は、町内に住宅用地を所有し、又は管理する者が、当該住宅用地にいけがきを設置するにあたり、必要な経費について補助するものとする。ただし、法人を除く。

2 大磯町景観計画に規定する景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）にあつては、前条第 1 号に定める総延長は、2 メートルと読み替えるものとする。

(交付金額)

第 4 条 補助金額は、いけがきの延長 1 メートルにつき 2,000 円とする。ただし、重点地区においては、1 メートルにつき 2,500 円とする。

2 前項の規定により算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、いけがきを新設する場合にあつては5万円、既存のいけがきを撤去して設置する場合にあつては3万円とする。ただし、既存いけがきの撤去費用については、補助の対象としない。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、いけがき設置奨励事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第5条の規定による交付決定通知は、いけがき設置奨励事業補助金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、いけがき設置奨励事業補助金実績報告書(第3号様式)により、事業完了の日から1月以内に行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第8条 規則第10条の規定による補助金の額の確定の通知は、いけがき設置奨励事業補助金確定通知書(第4号様式)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第11条の規定による補助金の交付請求は、いけがき設置奨励事業補助金交付請求書(第5号様式)によるものとする。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病虫害の防除、公道へのはみ出しの防止等いけがきの良好な管理育成に努めなければならない。

(適用除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しないものとする。

- (1) この要綱に基づき補助金の交付を受けたいけがきを5年以内に再整備する場合
- (2) 町税を滞納している者
- (3) 公道の新設又は改良による移転補償に係るもの
- (4) いけがき設置の前面道路において、建築確認上の道路中心後退がなされていないもの

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年10月31日告示第49号)

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月12日告示第51号)

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 18 日告示第 7 号）
この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この告示は、公表の日から施行する。

いけがき設置奨励事業補助金交付申請書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

大磯町いけがき設置奨励事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 事業の目的

2. 事業の内容

設置場所 (重点地区)	大磯町 <input type="checkbox"/> 地区内 <input type="checkbox"/> 地区外	道路区分	公道・私道
樹木の種類		樹木の高さ	m
総延長	m	植樹帯	cm
補強材料		植栽本数	1 mにつき 本
設置方法	<input type="checkbox"/> 申請者が設置 <input type="checkbox"/> 業者に工事を依頼 <input type="checkbox"/> その他		

3. 事業の予定

着手予定年月日 年 月 日 から

完了予定年月日 年 月 日 まで

4. 資金の配分計画及び使用法

(資金配分計画)

区 分	金 額	備 考
町補助金	円	m× 円 (限度額：新設5万円/既存3万円)
自己資金	円	(自己資金=支出額-町補助金額)
計	円	

(使用方法)

区 分	金 額	備 考
いけがき 設置工事費	円	施工業者名 住 所 電 話 番 号
計	円	

5. 添付書類

(1) いけがき設置場所の平面見取図

(2) いけがきの概要図

(3) いけがき設置に係る見積書

いけがき設置奨励事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

大磯町長

年 月 日付で申請のあったいけがき設置奨励事業補助金の交付について、
次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する	<input type="checkbox"/> 交付しない
補 助 金 額	円	
補助要件	(1) 交付対象事業は、年 月 日付けで貴殿が提出した申請書 又はその添付書類に記載されたものに限りませす。 (2) 交付対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ町長と協議してその 承認を得なければなりません。	
交付しない理由		

いけがき設置奨励事業補助金実績報告書

年 月 日

大磯町長 殿

報告者 住 所

氏 名

年 月 日付けで補助金交付決定のあったいけがき設置奨励事業補助金の事業実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1. 事業の実績

設置場所	大磯町	道路区分	公道・私道
樹木の種類		樹木の高さ	m
総延長	m	植樹帯	cm
補強材料		植栽本数	1 mにつき 本
設置方法	<input type="checkbox"/> 申請者が設置 <input type="checkbox"/> 業者に工事を依頼 <input type="checkbox"/> その他		

2. 事業の期間

着手年月日 年 月 日 から

完了年月日 年 月 日 まで

3. 事業の収支
(資金配分)

区 分	計画額	決算額	比較増減	備 考
町補助金				
自己資金				
合 計				

(使用方法)

区 分	計画額	決算額	比較増減	備 考
いけがき 設置工事費				
合 計				

4. 添付書類

- (1) 設置完成写真
- (2) いけがき設置に係る領収書

第4号様式（第8条関係）

いけがき設置奨励事業補助金確定通知書

年 月 日

様

大磯町長

年 月 日付けで実績報告のあったいけがき設置奨励事業補助金については、次のとおり確定したので通知します。

確定額 円

いけがき設置奨励事業補助金交付請求書

平成 年 月 日

大磯町長 殿

請求者 住 所

電話番号

氏 名

年 月 日付けで補助金交付額の確定のあったいけがき設置奨励事業補助金について、次のとおり請求します。

1. 請求額 円

2. 振込先

金融機関名		預（貯）金種目
信用金庫	本店	1. 普通
銀行	支店	2. 当座
農 協	支所	3. その他（ ）
口座番号	口座名 義 人	
	フリガナ	